

社会福祉法人恵和会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵和会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤の理事については、報酬等は支給しないこととし、法人業務を行う場合には別に定める費用弁償規程に基づき、費用を弁償する。

(2) 非常勤の役員については、報酬等は支給しないこととし、法人業務を行う場合には別に定める費用弁償規程に基づき、費用を弁償する。

(3) 評議員については、報酬等は支給しないこととし、法人業務を行う場合には別に定める費用弁償規程に基づき、費用を弁償する。

2 役員等が職務のため理事長の命令を受けて出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(役員等の報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、定款第八条及び第二一条に基づき、一人当たり各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条に準じた日とする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程を適用しない。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。